

●年末調整の主な変更点について

年末調整を行うにあたり、扶養控除に関する改正がありましたので、今一度ご確認ください。

1. 扶養控除の改正

- ① 扶養親族のうち年齢が16歳未満の人（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止となりました。
- ② 扶養親族のうち年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円となりました。19歳以上23歳未満の人については、従来通り上乗せがあります。
- ③ 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました。

2. 同居特別障害者に対する障害者控除の改正

- ① 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、居住者の控除対象配偶者、または扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除または扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加算した額）に改正されました。
- ② 給料や賞与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含む）または同居特別障害者に該当するときは、従来通り、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

●奨励金申請期間延長のご案内

今年度（平成24年3月31日）で廃止となる予定の奨励金が震災、円高等の影響により平成24年7月まで延長されることになりました。

① 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

大学等卒業後3年以内の既卒者で、雇い入れ開始日の満年齢が40歳未満の者で、1年以上継続して同一事業主に正規雇用された経験がない人をハローワークの紹介で雇い入れた事業主 支給額 100万円

② 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

新規学卒者の方（高校・大学等卒業後3年以内）をハローワークの紹介で有期雇用（原則3カ月）し、その後、正規雇用に移行させる事業主 支給額 有期雇用期間 月額10万円 正規雇用 50万円

～～ ひろしまドリミネーション2011開催中 ～～

2011年11月17日～2012年1月3日

点灯時間 17:30～22:30

今年の冬も、平和大通りや広島市内中心部で「ひろしまドリミネーション」が開催されています。約140万球の色とりどりの光でライトアップされています。見慣れた街から、まるで「おとぎの国」にタイムスリップしたようなワクワクした気持ちになります。幾つになっても（？）夢のような美しい世界に触れると子供に戻ったようにテンションが上がりますね！



オフィス藤井 も協賛しております。